

(別紙13)

## 各県立都市公園指定管理者基本協定書(案)

宮城県(以下「甲」という。)と指定管理者(以下「乙」という。)とは、県立都市公園(以下「公園」という。)の管理運営、有料公園施設の利用許可及び利用料金の徴収事務(有料公園施設がある公園のみ)(以下「管理運営業務」という。)に関し、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年宮城県条例第43号。以下「手續条例」という。)第4条の規定により、次の条項により基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この基本協定は、乙が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)

第244条の2第3項の規定により公園の指定管理者として指定されたことを確認するとともに、公園の機能を最大限に活用し、かつ、県民の信頼にこたえ、安全で公益性を重視した管理運営業務を遂行するため、甲と乙の役割及び管理運営業務を円滑に遂行するに当たり必要な基本的事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 乙は、自治法、手續条例、県立都市公園条例(昭和34年宮城県条例第21号。以下「公園条例」という。)その他関係法令等に定めるもののほか、この基本協定書、「各県立都市公園維持管理運営業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)、事業年度ごとに別に定める協定書(以下「年度協定」という。)、各県立都市公園管理運営事業計画書(以下「事業計画書」という。)及び行為の許可運用指針に従うとともに、次の事項を遵守し、管理運営業務を実施しなければならない。

(1)公園を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を常に図り、利用者の増加に努めること。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応すること。

(2)公園の管理に当たっては、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達(グリーン購入)などの環境配慮を別紙2に基づき行うこと。

(3)公園の供用(利用許可等)に当たっては、県民の利用に関し公平性を確保するとともに、公正の確保と透明性の向上を図るため、別紙3に掲げる事項を実施し、又は遵守すること。

(4)指定管理者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の日から5年間保存すること。

(指定期間)

第3条 指定期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(管理に要する費用)

第4条 甲は、乙に対して管理運営業務に要する費用(以下「管理に要する費用」という。)を支払うものとする。

2 管理に要する費用の額(消費税及び地方消費税を含む。)は、次の範囲内とする。

対象年度	管理に要する費用
平成21年度	円
平成22年度	円
平成23年度	円
計	円

3 管理に要する費用の支払方法は、別途年度協定書により定めるものとする。

4 乙は、第12条第1項の規定により提出した収支予算のうち、毎年度末において修繕費相当額に残額が生じた場合は、これを返還するものとし、同条第3項の規定により収支予算を変更

した場合も、同様とする。

- 5 指定期間中に管理に要する費用の額を変更すべき特別の事情が生じた場合には、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(管理運営業務の範囲)

第5条 乙が行う管理運営業務は、次のとおりとし、その細目は、業務仕様書に定めるとおりとする。

(1) 公園全体の管理運営業務

- イ 公園全体の経営マネジメント業務
- ロ 公園の総務・経理業務
- ハ 利用案内業務
- ニ 利用状況調査及び報告業務
- ホ 広報業務
- ヘ 事業報告書の作成及び提出等
- ト 自己評価の実施

(2) 有料公園施設の利用許可申請の受付及び許可並びに利用料金の徴収業務(有料公園施設がある公園のみ)

- イ 有料公園施設の利用許可申請の受付、許可業務
- ロ 有料公園施設の保守点検、定期点検業務
- ハ 利用料金の徴収、返還及び減免事務

(3) 行為の許可申請の受付業務、許可業務及び利用料金の徴収業務

- イ 行為許可申請の受付、許可業務
- ロ 利用料金の徴収・返還業務
- ハ 利用料金の減免業務

(4) 公園全体の維持管理業務

- イ 巡回点検業務
- ロ 公園施設の保守点検、定期点検業務
- ハ 公園施設の日常清掃、定期清掃業務
- ニ 緑地管理及び樹木の剪定、防除等
- ホ 光熱水費の支払い及びこれに係る保守点検業務
- ヘ 事故及び自然災害等発生時の公園施設の巡回点検、報告業務等

(5) その他施設の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

- 2 管理運営業務は、この基本協定、年度協定及び乙が提出した事業計画書を基本として、乙が年度ごとに具体的に作成する年度事業計画書に従って、実施するものとする。ただし、甲は、年度事業計画書に疑義がある場合は、乙と協議の上、その内容を変更することができるものとする。

- 3 甲の都合により管理運営業務の基準に変更の必要が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

- 4 乙は、提出した事業計画を達成できない場合は、遅滞なく甲に報告し、その指示を受けるものとする。

- 5 甲は、前項の場合において、当初計画より管理運営業務の経費が減少したときは、その額を前条第2項に定めた管理に要する費用を減額するものとする。

(業務の委託)

第6条 乙は、管理運営業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、県の承諾がある場合においては、清掃、警備等個々の具体的な業務を第三者に委託することができるものとする。この場合、当該第三者の責めに帰すべき事由により発生した損害等に対しては、すべて乙がその責めを負うものとする。

- 2 前項の規定により、乙が第三者に委託する場合は、契約する前に、その契約方法、契約書案の写しを甲に提出するものとする。この場合において、当該委託により事業計画書に示す業務

水準等を維持できないと認めるときは、甲は、乙に説明を求め、必要な指示を行なうことができるものとする。

(利用料金)

第7条 乙は、公園条例別表に定める基準額に100分の50を乗じて得た額から当該基準額に100分の150を乗じて得た額の範囲内において、甲の承認を得て利用料金を定めるものとする。

- 2 乙は、利用料金を定めたときは、その利用料金を利用者に周知しなければならない。
- 3 利用料金に係る事務処理については、別紙1のとおりとする。

(利用料金の減免)

第8条 乙は、公園条例第12条の2第6項の規定により利用料金の減免を行う場合は、あらかじめ、甲の承認を得て利用料金の減免に係る基準を定めなければならない。

- 2 乙は、前項の規定による基準を定めたときは、その基準を利用者に周知しなければならない。

(行為の許可)

第9条 乙は、行為の許可を実施するにあたり、公園条例及び行為の許可運用指針その他関係法令を遵守しなければならない。

(行為の許可に係る利用料金)

第10条 徴収した行為の許可に係る利用料金について、その割の額を乙の収入とするものとする。

- 2 行為の許可に係る甲の利用料金収入額については、その額を当該年度に甲が乙に支払う指定管理料と相殺するものとする。

(情報の公開)

第11条 乙は、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)の趣旨に即して、公の施設の管理に係る情報の公開に関する規程を定めるほか、情報の公開に関し必要な措置を講ずるものとし、当該情報の一層の公開に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)の趣旨に即して、管理運営業務に係る個人情報の保護に関する規程を定め、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の細目は、別紙5「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとし、乙は当該特記事項を遵守しなければならない。

(会計区分)

第13条 管理運営業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

(年度事業計画書等)

第14条 乙は、毎年度事業開始前に、管理運営業務に係る事業計画書及び収支予算書を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の収支予算書には、人件費、修繕費及び光熱水費等の区分及びその額を明記しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により提出した事業計画、収支予算を変更しようとする場合は、あらかじめ甲に協議しなければならない。

(事業報告等)

第15条 乙は、手続条例第5条の規定により、毎年度終了後2月以内に事業報告書を甲に提出しなければならない。ただし、収支決算に関する報告については、管理運営業務終了後1月以内に行うものとする。

2 前項の事業報告書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 管理運営業務の実施状況
- (2) 管理運営業務に係る収支の状況(収入及び支出の明細を含む。)
- (3) 有料公園施設の利用許可件数並びに利用拒否件数及びその理由
- (4) 行為の許可件数並びに不許可件数及びその理由
- (5) 利用料金の徴収件数及び金額の内訳並びに利用料金の返還・減免件数及びその理由
- (6) サービス向上及び海浜緑地の利用促進のために実施した取組の内容並びにその成果
- (7) 情報公開、個人情報の保護及び環境配慮等の取組状況
- (8) 業務実施結果に関する自己評価
- (9) その他特記すべき事項

(業務報告等)

第16条 前2条のほか、乙は次の報告書等を提出するものとし、その細目は、業務仕様書に定めるとおりとする。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 契約、支出の状況
- (3) 利用者アンケートの取りまとめ結果
- (4) その他特記すべき事項

2 甲は、前項の報告書の内容により、管理運営業務の履行状況を確認し、必要がある場合は、乙に対して指導を行い、及び管理に要する経費の減額等の措置を執ることができるものとする。

3 乙は、管理運営業務の実施に当たり、事故が生じたとき、又は施設の管理運営に関して重大な問題が生じたときは、乙の責めに帰すべき理由であるか否かを問わず、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。

(業務状況等の検査・聴取等)

第17条 甲は、自治法第244条の2第10項の規定により、乙の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、乙に対して、管理運営業務の実施状況及び経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、並びに必要な指示をすることができるものとする。

2 乙は、収支に関する帳票その他管理運営業務に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、自治法第244条の2第10項の規定により管理運営業務の実施状況等の報告を甲に求められたときは、甲が指示する期限までにこれに応じなければならない。

3 甲は、乙の会計処理が不適切であると判断した場合は、乙の事務所に立ち入り、必要な調査をすることができるものとする。この場合において、乙は、会計帳簿の提出等、調査に対し、積極的に協力しなければならない。

4 乙は、甲が前3項の調査、検査又は報告の結果、改善の必要を認め、乙に対してその方法を指示したときは、これに従わなければならない。

(事故等の未然防止)

第18条 乙は、公園の危険箇所や危険が想定される事象を発見した場合は、被害が発生しないよう迅速に措置を講ずるとともに、甲に対して、遅滞なく、報告しなければならない。

2 前項の場合において、乙が対応することができないときは、甲乙協議の上、対応方法を決定するものとする。

(甲による公園の臨時的運営)

第19条 乙は、資金不足又は人員不足等の理由により円滑な管理運営業務ができなくなった場合又はできなくなることが想定される場合は、遅滞なく、その旨を甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙が円滑な管理運営業務を実行できないと認められるときは、乙の職員に指揮命令を行い、公園を管理運営することができるものとする。この場合において、乙の職員に係る人件費等の経費については、乙の負担とする。

(財産の管理)

第20条 乙は、管理運営業務に係る物品の使用及び保管については、善良なる管理者の注意義務をもって行うものとする。

2 公園に備え付けの物品や甲が購入し又は購入することを委任した物品については、甲に帰属し、乙が指定期間中に甲から支払われた費用により購入した物品については、乙に帰属するものとする。

3 公園に備え付けの物品については、別紙6のとおりとする。

4 甲は、物品の補充は行わないものとし、公園に備え付けの物品が使用不可能となった場合も同様とする。

5 乙は、甲に帰属する物品について、処分等の異動があったときは、その都度、甲に報告するものとする。

6 乙は、甲に帰属する物品のうち、財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第139条に規定する重要物品の処分については、事前に甲の承認を得るものとする。

7 乙は、第3項の規定により甲から示された備品・重要物品一覧表等により当該備品・重要物品を整理するものとする。

8 乙は、甲に帰属する物品について、毎年度3月末の現在高と照合の上、翌年度4月末までに甲に報告するものとする。

9 乙は、施設等を管理運営業務の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

10 乙は、公園及び園内の公園施設の形状、形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

11 乙は、天災地変その他事故により園内の公園施設を損壊し、又は滅失したときは、遅滞なく、その状況を甲に報告しなければならない。

12 乙は、独自に投じた有益費及び修繕費について、甲への請求権を放棄するものとする。

(改善勧告)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、乙に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができるものとする。

(1) 協定に定める事項に違反したと認められるとき。

(2) 甲の指示に従わないと認められるとき。

(3) 自治法の規定による監査又は第15条の規定による検査等を拒否し、又は妨害したと認められるとき。

(4) 管理に要する費用の財源として、国庫補助金等の交付を受けた場合で、交付者等から現地確認や実施検査を求められたときに、これを拒否し、又は妨害したと認められるとき。

(5) 個人情報の保護に関する取扱いが不適切であると認められるとき。

(6) 事業評価による改善勧告に従わないとき、又は改善が見られないとき。

2 乙は、甲から前項の規定により改善勧告等を受けたときは、その指示に従わなければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第22条 甲は、乙が前条の規定により改善勧告等を受け、当該改善勧告等に定める期間内に改

善することができなかつた場合等には、自治法第244条の2第11項の規定により、期間を定めて管理運営業務の全部又は一部を停止することができるものとする。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消すことができるものとする。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を開始したとき。

(2) 財務状況が著しく悪化し、管理運営業務の履行が確実にないと認められるとき。

(3) 管理運営業務の全部又は一部が停止になり、停止解除後の管理運営業務が確実にないと認められるとき。

(4) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められるとき。

(5) その他、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

3 乙は、指定の取消しを求める場合には、取消しを求める日の1年以上前に申し出るものとする。

4 不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由により管理運営業務の継続が困難となった場合には、甲と乙は、指定の取消しについて協議するものとする。

(指定の取消し等に伴う清算)

第23条 乙は、前条第1項の規定により管理運営業務を停止され、又は同条第2項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合において、それまでに要した費用が管理に要する費用として甲から支払を受けた額に満たないときは、甲に対してその残額を返還するものとする。

(損害賠償)

第24条 甲は、第20条第1項の規定により管理運営業務の停止を命じたとき又は同条第2項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、その他乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害が発生したときは、乙に損害賠償請求をするものとする。

(施設の管理運営業務に係る責任分担)

第25条 管理運営業務の履行における主なりリスク及び発生した損害については、別表の負担区分とする。ただし、表中甲欄及び乙欄のいずれにも がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。また、甲は、自然災害、事故、火災等により乙が業務を実施できなくなった場合、その期間に係る業務補償は行わないものとする。

2 乙は、公園の利用者の防災、避難等に対する第一次的責任を有し、公園又はその利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに甲に報告をするものとする。

(指定管理者の交代に伴う引継ぎ)

第26条 乙は、第3条の指定期間が満了したとき、又は第20条第2項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、誠意をもって次期指定管理者に業務の引継ぎを行うものとする。

(原状回復義務)

第27条 乙は、第3条の指定期間が満了したとき、又は第20条第2項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、自らの費用負担により、当該指定に係る施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(権利譲渡禁止)

第28条 乙は、この基本協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

(障害者の雇用)

第29条 乙は、障害者の雇用を促進する観点から、その雇用に努めるものとする。

(規程等の作成)

第30条 乙は、管理運営業務に係る各種規程、要綱等を作成する場合は、乙と事前に協議するものとする。

(変更の届出)

第31条 乙は、名称、主たる事務所の所在地、代表者及び定款等に変更があったときは、手続条例第6条の規定により、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、甲に届け出るものとする。

(信義則)

第32条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に基本協定を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第33条 基本協定に定めのない事項又は基本協定に関する疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

(当該事業年度における協定)

第34条 この基本協定の発効により、事業年度ごとの管理運営業務等については、別に年度協定を締結するものとする。

この基本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙

